

郡山市農業経営改善計画等認定会議設置要綱

平成7年3月17日制定
令和5年6月9日最終改正
〔農林部農業政策課〕

（設置）

第1条 この要綱は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく農業経営改善計画及び青年等就農計画（以下「法に基づく計画」という。）の認定、郡山市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付要綱（平成26年2月24日制定）に基づく青年等就農計画等（以下「青年等就農計画等」という。）の承認及び同要綱に基づく中間評価（以下「中間評価」という。）及び福島県新規就農者育成総合対策事業実施要領（令和4年5月31日制定）に基づく青年等就農計画等の承認に関し意見を聴取するため、郡山市農業経営改善計画等認定会議（以下「認定会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 認定会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 法に基づく計画の認定に係る審査
- (2) 法に基づく計画の変更及び取り消しに係る審査
- (3) 青年等就農計画等の承認に係る審査
- (4) 中間評価

（組織）

第3条 認定会議は、次に掲げる機関又は団体の職員をもって構成する。

- (1) 郡山市
- (2) 郡山市農業委員会
- (3) 福島県
- (4) 福島さくら農業協同組合

2 認定会議の構成員は、別表に掲げるとおりとする。

3 前2項の規定に定めるもののほか、会長が特に必要と認めたときは、臨時に委員を置くことができる。

（役員）

第4条 認定会議に会長を置き、会長には郡山市農林部長をもって充てる。

（職務代理者）

第5条 会長に事故あるときは、農林部次長がその職務を代理する。

（会議）

第6条 認定会議は、第2条(1)、(2)に規定される事務は会議開催方式とし、同条(3)、(4)に規定される事務は効率的な実施のため文書持ち回り方式で処理を行う。ただし、会長が必要と認める場合は、会議開催方式により行う。

2 前1項に規定される会議開催については、おおむね3月、7月及び11月の年3回開催するものとし、会長が召集する。ただし、会長が必要と認める場合は、臨時で召集することができる。

3 認定会議の議長は、会長がこれにあたる。

（庶務）

第7条 認定会議の庶務は、郡山市農林部農業政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、認定会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年3月17日から施行する。

この要綱は、平成8年3月14日一部改正し、施行する。

この要綱は、平成10年4月1日一部改正し、施行する。

この要綱は、平成13年5月18日一部改正し、施行する。

この要綱は、平成16年5月17日一部改正し、施行する。

この要綱は、平成18年4月3日一部改正し、施行する。

この要綱は、平成20年4月1日一部改正し、施行する。

この要綱は、平成24年5月1日一部改正し、施行する。

この要綱は、平成26年4月1日一部改正し、施行する。

この要綱は、平成26年12月26日全部改正し、施行する。

この要綱は、平成27年7月17日一部改正し、施行する。

この要綱は、平成28年3月1日一部改正し、施行する。

この要綱は、平成29年4月24日一部改正し、施行する。

この要綱は、令和3年3月5日一部改正し、施行する。

この要綱は、令和4年6月7日一部改正し、施行する。

この要綱は、令和5年6月9日一部改正し、施行する。

別表 （第3条関係）

役職名	機関又は団体名	職 名
会 長	郡山市	農林部長
委 員	郡山市	農林部次長
委 員	郡山市	農業政策課長
委 員	郡山市	園芸畜産振興課長
委 員	郡山市	農地課長
委 員	郡山市	林業振興課長
委 員	郡山市	総合地方卸売市場管理事務所長
委 員	郡山市農業委員会	事務局長
委 員	福島県県中農林事務所	農業振興普及部副部長
委 員	福島さくら農業協同組合	郡山統括センター営農課長